

常総市下水道用マンホール蓋のデザイン使用に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、常総市下水道用マンホール蓋デザイン（以下「デザイン」という。）について、本来の目的以外のために使用する際の取扱いに関し必要な事項を定め、もってデザインの適正な活用を図り、本市の下水道に対する理解と関心を高めることを目的とする。

(デザインの定義)

第2条 この要領の対象となるデザインは、別図のとおりとする。

(デザインに関する権利)

第3条 デザインに関する一切の著作権及び著作者人格権は、常総市（以下「市」という。）に帰属する。

(使用の申請)

第4条 デザインを使用しようとする者（以下「申込者」という。）は、あらかじめ常総市下水道用マンホール蓋デザイン使用申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 市が主体となって使用するとき。
 - (2) 著作権法（昭和45年法律第48号）第2章第3節第5款に規定する著作権の制限規定に基づき使用するとき。
 - (3) その他市長が特に必要と認めたとき。
- 2 前項の常総市下水道用マンホール蓋デザイン使用申請書には、デザインを使用する物件等の参考となる資料を添付するものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、市長は、デザインの使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用承認しないものとする。
- (1) 法令又は条例の規定に違反するとき。
 - (2) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあるとき。
 - (3) 市の権利を侵害し、又は品位を傷つけるおそれがあるとき。
 - (4) 宗教活動又は政治活動（これらに付随する活動を含む。）を目的とするとき。
 - (5) 特定の個人・法人、政党若しくは宗教団体を支援し、若しくは公認しているように誤解させるおそれがあるとき。
 - (6) 不当な目的又は利益のためにデザインを利用するおそれがあるとき。
 - (7) デザインを自己の商標、意匠等として独占排他的に使用するおそれがあるとき。
 - (8) 市の事業又は市が認めた関連事業を推進する上で支障を来すおそれがあるとき。
 - (9) 前各号に掲げるもののほか、承認することが適当でないとき。

(承認の条件)

第5条 市長は、デザインの使用承認に際し、必要な条件を付することができる。

(使用申請に対する措置)

第6条 市長は、第4条の規定によりデザインの使用を承認するときは、使用申請をした者に対し、常総市下水道用マンホール蓋デザイン使用承認通知書（様式第2号）により通知するものとする。

2 市長は、第4条の規定によりデザインの使用を承認しないときは、申込者に対し、常総市下水道用マンホール蓋デザイン使用不承認通知書（様式第3号）により通知するものとする。

(使用期間)

第7条 デザインの使用承認に係る期間は、1回の申込につき1年以内とし、前条の使用承認の際、市長が定めるものとする。ただし、使用期間を定めることが困難な場合には、第5条に基づき、使用期間に代わる条件を付することができる。

(使用料)

第8条 デザインの使用料は、無料とする。

(使用の報告)

第9条 第4条の規定により使用の承認を受けた申込者（以下「デザイン使用者」という。）は、デザインを使用して作成した物品がある場合は、その公表に先立って作成した物品の完成品を市長に提出しなければならない。ただし、作成した物品の提出が困難であるときは、その形状等を把握することができる写真等の提出をもって、物品の提出に代えることができる。

(変更承認の手続き)

第10条 デザイン使用者が承認された内容を変更しようとするときは、速やかに常総市下水道用マンホール蓋デザイン使用変更承認申請書（様式第4号）を市長に提出し、当該変更の承認を受けなければならない。

(使用上の遵守事項)

第11条 デザイン使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 第4条第3項各号に該当するおそれのある行為をしないこと。
- (2) 使用承認された目的及び態様にのみデザインを使用すること。
- (3) 使用承認に係る地位の全部又は一部を名目のいかんを問わず第三者に譲渡し又

は利用許諾しないこと。

(4) 第2条で定められたデザインを正しく使用し、デザインの形状及び配色等の変更をしないこと。

(5) デザインのイメージを損なう使用をしないこと。

2 前項のほか、デザインの使用に関する問題が生じた場合には、両者協議の上、解決するものとする。

(使用承認の取消し)

第12条 市長は、デザインの使用が前条各号に規定する遵守事項に違反していると認められるとき、又は偽りその他不正な手段により承認を受けたときは、その承認を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により使用承認を取り消したときは、常総市下水道用マンホール蓋デザイン使用承認取消通知書（第5号様式）によりデザイン使用者に通知するものとする。

3 前項の規定により承認を取り消されたデザイン使用者は、直ちにデザインの使用を中止しなければならない。

4 第2項の規定による取消後において、デザイン使用者は、取り消された承認に係る物品をいかなる場合であっても使用してはならない。

5 市長は、承認を取り消されたデザイン使用者に対してデザインを使用した物品の回収を求めることができる。

(責任の制限)

第13条 前条の規定によりデザインの使用許可を取り消した場合においてデザイン使用者に損害が生じても、市は一切の責任を負わないものとする。

2 デザイン使用者は、デザインの使用についてデザイン使用者と第三者との間に争訟、苦情等が生じたときは、速やかに市長に報告し、すべてデザイン使用者の責任と負担において、その紛争の処理及び解決を図るものとする。

(損害賠償等)

第14条 前条第1項に規定するもののほか、デザインの使用を承認したことに關してデザイン使用者に損害が生じた場合であっても、市は一切の責任を負わないものとする。

2 デザイン使用者は、デザインを使用した物品の瑕疵により第三者に損害を与えたときは、自己の責任において解決するものとし、市は一切の責任及び負担を負わないものとする。

3 デザイン使用者は、デザインの使用に際して故意又は過失により市に損害を与えたときは、これによって生じた損害を市に賠償するものとする。

(権利設定の禁止等)

第 15 条 申込者及びデザイン使用者は、デザインについて意匠法（昭和 34 年法律第 125 号）に基づく意匠の登録，商標法（昭和 34 年法律第 127 号）に基づく商標の登録及び知的財産に関する一切の権利の設定または登録をしてはならない。

2 この要領によるデザインの使用の許可は、デザイン使用者が独占的にデザインを使用する権利を与えるものではない。

3 この要領によるデザインの使用の許可は、デザイン使用者または作成された物品等について市が推奨又は保証するものではない。

(第三者に対する許可)

第 16 条 市長は、デザイン使用者に係る作成した物品と同一または類似の物品等についてデザイン使用者以外の者から常総市下水道用マンホール蓋デザイン使用許可申請書の提出があったときは、当該申請に対して承認をすることができる。この場合において、デザイン使用者は、当該承認について異議を申し出ることにはできない。

(使用実績の報告)

第 17 条 デザイン使用者は、デザインの使用期間満了後速やかに常総市下水道用マンホール蓋デザイン使用実績報告書（第 6 号様式）を市長に提出しなければならない。

(事務所掌)

第 18 条 この要領に関する事務は、都市建設部下水道課が行う。

(その他)

第 19 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別図（第2条関係）

（1）公共下水道 石下処理区



（2）公共下水道 水海道処理区



（3）農業集落排水事業処理区



(様式第1号)

年 月 日

常総市長

申請者

常総市下水道用マンホール蓋デザイン使用申請書

貴市の下水道用マンホール蓋デザインを使用したいので、下記のとおり申請いたします。

記

1. 申請者

団体名

代表者

住 所

電話番号

2. 使用の目的

3. 使用の期間

4. 使用する物件または、印刷物、その数量及び使用箇所

5. 備考

(様式第3号)

年 月 日

〇〇 〇〇 様

常総市長 神達 岳志
(公 印 省 略)

常総市下水道用マンホール蓋デザイン使用不承認通知書

〇〇年〇〇月〇〇日付けで申請のあった下水道用マンホール蓋デザインの使用については、承認しないことに決定したので通知いたします。

記

1. 不承認の理由

(様式第4号)

年 月 日

常総市長

申請者

常総市下水道用マンホール蓋デザイン使用変更承認申請書

〇〇年〇〇月〇〇日付けで承認を受けた下水道用マンホール蓋デザインの使用について、
下記のとおり変更したいので申請いたします。

記

1. 変更内容

2. 備考

(様式第5号)

年 月 日

〇〇 〇〇 様

常総市長 神達 岳志
(公 印 省 略)

常総市下水道用マンホール蓋デザイン使用承認取消通知書

〇〇年〇〇月〇〇日付けで承認した下水道用マンホール蓋デザインの使用について、下記のとおり取消します。

記

1. 取消の対象物件等

2. 取消しの理由

(様式第6号)

年 月 日

常総市長

申請者

常総市下水道用マンホール蓋デザイン使用実績報告書

〇〇年〇〇月〇〇日付けで承認を受けた下水道用マンホール蓋デザインの使用について、
下記のとおり使用実績を報告します。

記

1. 使用物件等
2. 使用の目的
3. 使用の期間
4. 使用の方法
5. 使用数量等
6. 販売単価等
7. 備考